

湖沼類型指定見直しについて

水大気環境課

1 概要

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準が定められている。

このうち、生活環境の保全に関する環境基準については類型に応じた基準が定められ、水域の利用目的等を勘案し、水域ごとに都道府県（二以上の都道府県の区域にわたる水域は国が指定）が水域類型を指定することとされており、県内では39河川、15湖沼が類型指定されている。

環境基準告示において、水域類型は利水の変更や水質の変化等に伴い適宜改訂するものとされているが、県内では当初の類型指定以降の改訂が行われていないため、環境基準達成率が低い状況にある湖沼の類型指定が適切かどうか、水質及び利水状況等の変化を踏まえた検討を行う。

2 湖沼の類型指定見直しを行う理由

■ 湖沼を取り巻く環境の変化

近年、湖沼、内湾などの閉鎖性水域においては、一部の水域で窒素やリンなどの栄養塩類の不足による、漁獲量の減少や養殖ノリの色落ちなど水産資源への影響（貧栄養化問題）が顕在化している。

令和3年には「瀬戸内海環境保全特別措置法」が改正され、特定の海域への栄養塩類供給が可能となるなど、従来の水質規制のみにとらわれない、水産・観光資源としての利活用を含めた「豊かな水環境」への大きな転換期にあり、そうした観点を踏まえて湖沼の類型指定を検討する必要がある。

■ 第五次長野県環境基本計画への反映

現在、第五次長野県環境基本計画及び第七次長野県水環境保全総合計画（環境基本計画の「水環境の保全」を位置付け）を策定しており、湖沼の類型指定を適切に見直し、当該計画に反映させることにより、水環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進する。

■ 湖沼の環境基準達成状況

県内では、ほぼ全ての河川で環境基準を達成している一方、湖沼の環境基準達成率（COD）は40%前後で推移しており、全国の状況（50%程度）と比較しても低い状況にある。

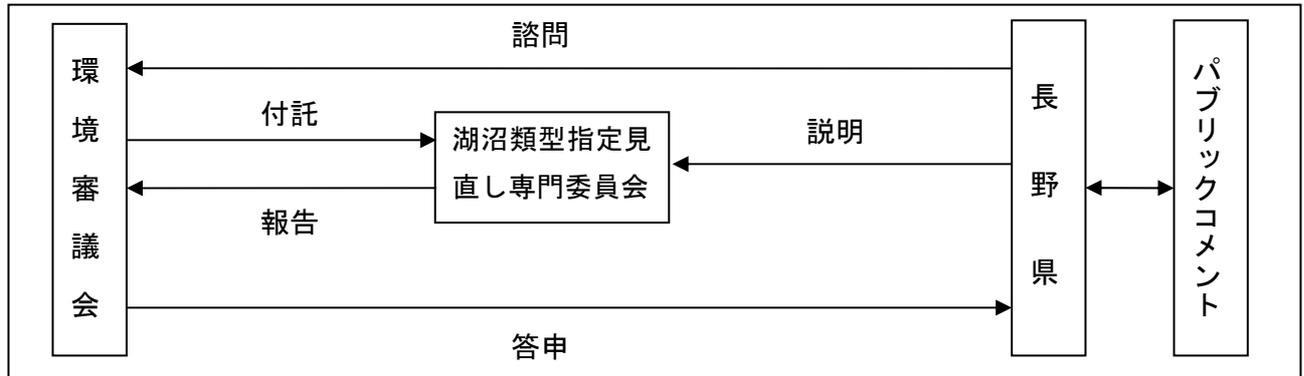
これまでの生活排水対策、事業所排水対策、水質保全の啓発など様々な取組により、湖沼の水質は改善傾向にあるが、一部の湖沼では人為的汚染をすべて削減しても環境基準が達成できない見込みにあるなど、湖沼の環境基準達成率の大幅な改善は難しい状況にある。

3 類型指定の見直しの考え方

- （1）対象水域は、既に類型指定されている3水域14湖沼（国が指定する味噌川ダムを除く。）とする。
- （2）「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）に基づき、以下の観点から検討を行う。
 - ・水域の利用目的や水質の状況等の変化を踏まえ、現在の類型指定が適切かどうか。
 - ・窒素、リンについては、新たに類型指定を行う必要がないか。
 - ・環境基準の達成状況や基準達成のための施策の実施状況を考慮し、「達成期間」を変更する必要があるか。

4 類型指定見直しのスケジュール

■類型指定の体制



■類型指定見直しに係る環境審議会・専門委員会スケジュール（案）

	R4									R5		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会		● 諮問						● 中間報告		● 答申		
専門委員会		委員個別依頼	専門委員委嘱	● 第1回専門委員会 (見直し案検討)		● 第2回専門委員会 (見直し案検討)			● 答申案検討			
意見募集/告示									● パブコメ			● 告示

5 湖沼類型指定見直し専門委員会の設置

専門的な見地から検討を行う必要があるため、専門委員会を設置して検討を行いたい。
委員会での検討経過は、環境審議会に報告する。